

町田市都市計画提案制度に関する手続要領

2022年11月

町田市都市づくり部都市政策課

目次

第1	都市計画提案制度について	3
第2	手続の流れ	4
第3	提案要件	5
	(1) 計画提案を行うことができる者	5
	(2) 計画提案の内容	5
第4	事前相談	9
	(1) 提出書類及び図書	10
	ア 事前相談書	10
第5	計画提案	11
	(1) 提出書類及び図書	11
	ア 計画提案書	11
	イ 計画提案取下げ願	12
第6	計画提案書の公表及び意見受付	13
	(1) 公表方法	13
	(2) 公表期間	13
	(3) 意見受付及び意見概要の報告	13
	(4) 提出書類及び図書	14
	ア 計画提案意見概要報告書	14
第7	計画提案に対する市の判断等	15
	(1) 「町田市まちづくり調整協議会」への付議	15
	(2) 「町田市都市計画審議会」への付議	15
	(3) 計画提案を踏まえた都市計画の決定等	16
	ア 都市計画の決定等をする必要があると判断した場合	16
	イ 都市計画の決定等をする必要がないと判断した場合	16
	(4) 判断内容の公表・縦覧	16
第8	様式	17

第1 都市計画提案制度について

都市計画提案制度（以下、「本制度」という。）とは、市民及び事業者が、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下、「法」という。）第21条の2の規定に基づき、町田市（以下、「市」という。）に対し、市が定めることができる都市計画の決定又は変更（以下、「都市計画の決定等」という。）について提案（以下、「計画提案」という。）することにより、市民及び事業者による地区の街づくりを都市計画に反映できる制度をいいます。

市では、「町田市都市づくりのマスタープラン」（2022年3月策定）において、多摩都市モノレール沿線の3つのエリアのまちづくりを、分野横断的なリーディングプロジェクトとして位置づけて推進しており、プロジェクトの事業化に向けた機運が高まってきています。

また、「町田市住みよい街づくり条例」（2022年4月改正）に基づき、地区住民が主体となって自らの地区の目標及び方針となる「まちビジョン」や地区のルール（地区計画など）について検討する活動を市が支援しています。

これらの動きに加えて、今後は本制度の活用が期待されることから、本制度の仕組みを市民及び事業者と共有し、必要な事務手続などを円滑かつ適正に行うために

「町田市都市計画提案制度に関する手続要領」を作成し、これに基づき本制度を運用していきます。

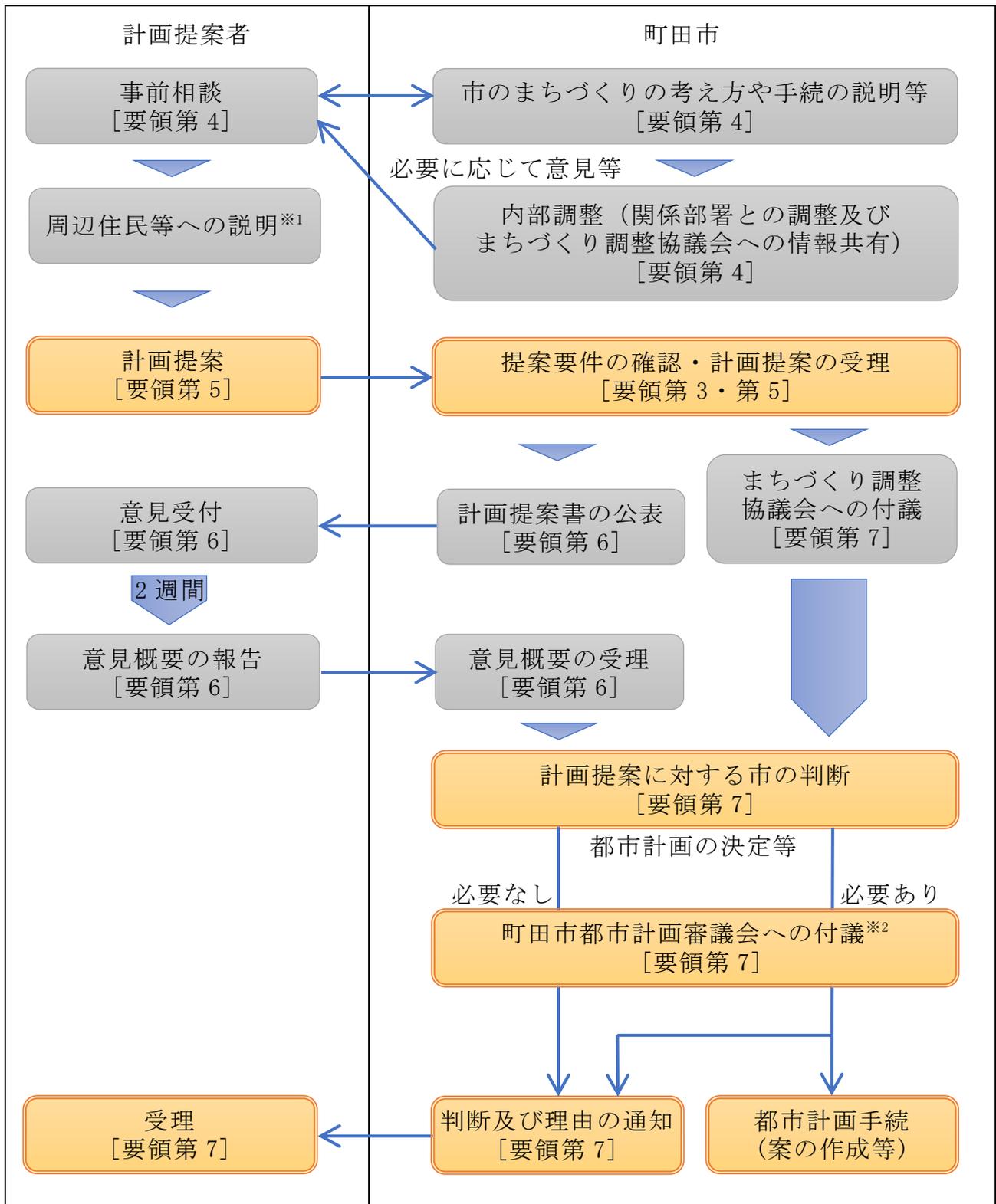
計画提案を検討する前に…

市では、用途地域等や地区計画などの都市計画の決定等をする際は、土地所有者や周辺住民に対し、地区のまちづくりや計画内容について事前に周知を図ってきました。

これと同様、本制度に基づき計画提案をする際は、当該計画提案の内容等について、事前に土地所有者や周辺住民の理解を得るよう努めてください。

相談窓口：町田市都市づくり部都市政策課都市計画係
住 所：町田市森野2丁目2番22号
電 話：042-724-4248

第2 手続の流れ



※1 市と調整の上、説明会の場を設けるなどして周辺住民等へ説明することが望ましい。

※2 本来は、市が都市計画の決定等をする必要がないと判断した場合に都市計画審議会へ付議し意見を聴くが、都市計画の決定等をする必要があると判断した場合でも付議を行う。

第3 提案要件

(1) 計画提案を行うことができる者（法第21条の2第1項、第2項）

計画提案を行うことができる者（以下、「計画提案者」という。）は、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 土地所有者等（p6 参照）であって、一人又は数人共同で行う者

イ まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人

ウ 一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人

エ 独立行政法人都市再生機構

オ 地方住宅供給公社

（上記イからオまでの法人等を、以下、「まちづくり NPO 法人等」という。）

カ まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体（p7 参照）（以下、「まちづくり団体」という。）

(2) 計画提案の内容（法第21条の2第3項、法施行令第15条第1項など）

当該計画提案に係る都市計画の内容は、次に掲げる要件を満たすものになります。

ア 市で定めることができる都市計画の決定等に関すること。

イ 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の規模が、0.5 ヘクタール以上の一団の土地であること。

ウ 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合すること。

エ 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意（p8 参照）を得ていること。

◆ 土地所有者等とは（法第 21 条の 2 第 1 項）

当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者（以下、「借地権」という。）をいいます。

土地の所有権等は、登記事項証明書（東京法務局町田出張所）にて確認してください。

図 登記事項証明書の見本（提案する日から 3 か月以内に取得した最新のものの）

(土 地)

東京都町田市森野 2 丁目 939-1		全部事項証明書 (土地)	
表題部(土地の表示) 調製 余白		不動産番号 0000000000000	
住所、地積の確認			
所 在 町田市森野 2 丁目		余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付[登記の日付]
939 番 1	宅地	300.00	不詳 [平成 20 年 10 月 14 日]
所有者 町田市中町一丁目 20 番 23 号 町田太郎			
権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
所有権者の確認			
	対年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権保存 平成 20 年 10 月 15 日 第 637 号	所有権 町田市中町一丁目 20 番 23 号 町田太郎	
2	所有権移転 令和 1 年 5 月 7 日 第 806 号	原因 令和 1 年 5 月 7 日 売買 所有権 町田市森野 2 丁目 939 番 1 号 新庁二郎	
権利者(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
借地権者の確認			
	対年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	賃借権設定 令和 1 年 5 月 7 日 第 807 号	原因 令和 1 年 5 月 7 日 設定 目的 建物所有 賃料 1 か月金〇〇円 支払時期 毎月末日までに翌月分を支払う 存続期間 令和 1 年 5 月 7 日から 10 年 敷金 金〇〇円 特約 譲渡・転賃ができる 賃借権者 住所 町田市森野 2 丁目 939 番 1 号 名前 多摩三郎	
共同担保目録			
記号及び番号 (あ) 第 2340 号		調製 令和 1 年 5 月 7 日	
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	町田市森野 2 丁目 939 番 1 の土地	1	余白
2	町田市森野 2 丁目 939 番地 1 家屋番号 939 番 1 の建物	1	余白
取得日の確認			
これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。			
令和 2 年 1 月 14 日		登記官 法務八郎	
東京法務局町田出張所		みほん 電子 公印	

◆ 国土交通省令で定める団体とは（法施行規則第 13 条の 3）

(1) 次のいずれかに該当する団体であること。

ア 過去 10 年間に法第 29 条第 1 項の規定による許可を受けて開発行為（開発区域の面積が 0.5 ヘクタール以上のものに限る。）を行ったことがあること。

イ 過去 10 年間に法第 29 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる開発行為（開発区域の面積が 0.5 ヘクタール以上のものに限る。）を行ったことがあること。

(2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

◆ 土地所有者等の同意とは（法第 21 条の 2 第 3 項第 2 号）

当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。）の区域内の土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権（地上権若しくは賃借権をいう。）の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の 3 分の 2 以上となる場合に限る。）を得る必要があります。

図 3 分の 2 以上の同意の計算例

提案の計画区域(面積 ㉑= 11,000㎡)

相続人(子) Hさん1/2 Iさん 1/2 2,000㎡	市道 1,000㎡	共同名義 Dさん持ち分:1/3 Eさん持ち分:2/3 1,500㎡	土地所有者の考え方 権利数 Aさん → 1人 Bさん → 1人 Cさん → 1人 Dさん → 1/3人 Eさん → 2/3人 Fさん → 1人 Gさん → 0人 Hさん → 1/2人 Iさん → 1/2人 Jさん → 1/2人 Kさん → 1/2人 市道 → 0人 公園 → 0人 合計 7人	地積の考え方 権利地籍 Aさん → 3,000㎡ Bさん → 2,000㎡ Cさん → 1,000㎡ Dさん → 500㎡ Eさん → 1,000㎡ Fさん → 1,000㎡ Gさん → 0㎡ Hさん → 1,000㎡ Iさん → 1,000㎡ Jさん → 500㎡ Kさん → 500㎡ 市道 → 0㎡ 公園 → 0㎡ 合計㉒= 11,500㎡
住宅建設のため 賃借 → Fさん 底地の権利 → Aさん 1,000㎡		公園 500㎡		
住宅建設のため 1/2賃借 → Jさん 1/2賃借 → Kさん 底地の権利 → Cさん 1,000㎡		住宅建設のため 1/2賃借 → Jさん 1/2賃借 → Kさん 底地の権利 → Cさん 1,000㎡		
Aさん 1,000㎡		Bさん 1,000㎡		
Aさん 1,000㎡		資材置場として 賃借 → Gさん 底地の権利 → Bさん 1,000㎡		

権利者	地積(㎡)	筆数	権利種類	同意有無
Aさん	3,000	3	所有権	○
Bさん	2,000	2	所有権	○
Cさん	1,000	1	所有権	×
Dさん	1,500	1	所有権 持ち分1/3	×
Eさん			所有権 持ち分2/3	○
Hさん	2,000	1	所有権 持ち分1/2	○
Iさん			所有権 持ち分1/2	○
市道	1,000	1	所有権(公共用地)	—
公園	500	1	所有権(公共用地)	—
小計	㉑= 11,000	10		
Fさん	1,000	1	借地権	○
Gさん	—	—	借地権(建物なし)	—
Jさん	1,000	1	借地権 1/2	○
Kさん			借地権 1/2	×
小計	2,000	2		

ア) 提案区域の面積

$$\text{㉑} 11,000 \text{ m}^2 > 5,000 \text{ m}^2$$

イ) 土地所有者等の同意率

$$\begin{aligned} \text{同意者数} &= A(1) + B(1) + E(2/3) + H(1/2) + I(1/2) \\ &\quad + F(1) + J(1/2) = 5 + 1/6 \cdots \text{①} \end{aligned}$$

$$\text{不同意者数} = C(1) + D(1/3) + K(1/2) = 1 + 5/6 \cdots \text{②}$$

$$\text{同意率} = \text{①} \div (\text{①} + \text{②}) \doteq 73.8\% > 2/3$$

ウ) 土地地籍の同意率（権利者総地籍㉒11,500㎡）

$$\begin{aligned} \text{同意地籍} &= A(3,000) + B(2,000) + E(1,000) \\ &\quad + H(1,000) + I(1,000) + F(1,000) \\ &\quad + J(500) = 9,500 \text{ m}^2 \cdots \text{③} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{不同意地籍} &= C(1,000) + D(500) + K(500) \\ &= 2,000 \text{ m}^2 \cdots \text{④} \end{aligned}$$

$$\text{同意率} = \text{③} \div (\text{③} + \text{④}) \doteq 82.6\% > 2/3$$

第4 事前相談

計画提案者は、法第21条の2に基づく計画提案をする際は、事前に市に対して、事前相談書（第1号様式）を提出の上、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容等について相談してください。

市は、相談を受けた際は、当該計画提案に係る都市計画の基本的な考え方や手続方法などについて説明します。

また、提案される都市計画の内容に合わせ、市の関係部署と連携及び調整を図ることとなります。主な都市計画の内容と関係部署は以下のとおりです。

主な都市計画の内容	関係部署
用途地域、地区計画※、 その他都市計画全般に関する事	都市づくり部都市政策課
多摩都市モノレール町田方面延伸に伴う 沿線まちづくりに関すること	都市づくり部都市政策課 多摩都市モノレール推進室
都市計画公園、都市計画緑地に関する事	都市づくり部公園緑地課
地区計画※、市街地再開発事業、 土地区画整理事業に関する事	都市づくり部地区街づくり課
都市計画道路に関する事	道路部道路政策課
都市計画下水道に関する事	下水道部下水道経営総務課
駐車場整備地区に関する事	都市づくり部交通事業推進課
処理施設（一般廃棄物）に関する事	環境資源部環境政策課

※地区計画については、「町田市住みよい街づくり条例」に基づき、市の支援のもと住民主体で検討する手法をご案内する場合があります。

加えて、市は、まちづくり調整協議会（p16 参照）へ事前相談の内容について情報共有を行います。

これらの内部調整を踏まえ、必要に応じて提案の内容に対する意見等をお伝えする場合がございます。

事前相談は法に基づく手続ではありませんが、計画提案者と市がお互いに当該計画提案の内容を確認するとともに、今後の手続を円滑に進めるため、ご協力をお願いいたします。

(1) 提出書類及び図書

ア 事前相談書

事前相談をする際は、以下の項目をファイルにまとめ、**2部**提出してください。

番号	項目	内容	備考
1	事前相談書		第1号様式
2	区域の位置がわかる図面	縮尺 1/20,000～1/10,000 程度	規模に応じてわかりやすい縮尺とする。
3	計画提案に係る都市計画の素案	計画提案の概要など	任意書式 (A3、A4：カラー)
4	その他	上記のほか提案内容の説明に必要なもの(区域周辺の写真など)	

第5 計画提案（法施行規則第13条の4）

計画提案者は、法第21条の2に基づく計画提案をする際は、計画提案書（第2号様式）を市に提出してください。なお、提出要件に不備があった場合など、補正をお願いする場合があります。

また、市へ提出した後、法第21条の3に基づく計画提案に対する市の判断等を行うまでの間に、計画提案内容や区域の変更などが生じる場合は、原則、計画提案取下げ願（第5号様式）を提出の上、改めて手続をしてください。

(1) 提出書類及び図書

ア 計画提案書

計画提案をする際は、以下の項目をファイルにまとめ、**2部**提出してください。

番号	項目	内容	備考
1	計画提案書		第2号様式
2	区域の位置がわかる図面	縮尺 1/20,000～1/10,000 程度	規模に応じてわかりやすい縮尺とする
3	計画提案に係る都市計画の素案	計画提案の概要など	任意書式 (A3、A4：カラー)
4	土地所有者等の同意書	個人：自署 法人等：代表者の記名捺印	任意書式(参考書式1)
5	土地所有者等の一覧表		任意書式(参考書式2)
6	土地・建物の登記事項証明書の写し	原本提示、提出日の3か月以内のもの	電子可
7	公図の写し	原本提示、提出日の3か月以内のもの、区域を赤線で記載	電子可
8	チェックリスト	法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準	第3号様式
9	都市計画基準の適合状況整理結果	提案内容が、法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していることを整理したもの	様式自由

10	計画提案者であることを証する書類	次の①から③による	
	① 土地所有者等の場合		
	土地・建物の登記事項証明書の写し	原本提示、提出日の3か月以内のもの	番号6と兼用可
	公図の写し	原本提示、提出日の3か月以内のもの、区域を赤線で記載	番号7と兼用可
	② まちづくりNPO法人等の場合		
	法人の登記事項証明書の写し	原本提示、提出日の3か月以内のもの	
	定款		
	③ まちづくり団体の場合		
	法人の登記事項証明書の写し	原本提示、提出日の3か月以内のもの	
	定款		
		法施行規則第13条の3第1項第1号イ又はロに定める事実を証する書類	開発許可証及び検査済証の写しなど
	誓約書	役員のうち、法施行規則第13条の3第2号イからニまでに該当する者がいないこと	第4号様式
11	周辺住民への周知状況が分かる資料		様式自由
12	その他	上記のほか提案内容の説明に必要なもの(区域周辺の写真など)	

イ 計画提案取下げ願

計画提案を取下げする際は、以下の項目をファイルにまとめ、**2部**提出してください。

番号	項目	内容	備考
1	計画提案取下げ願		第5号様式
2	その他	市が必要と認めるもの	

第6 計画提案書の公表及び意見受付

(1) 公表方法

市は、計画提案書が提出された際は、当該計画提案の内容（計画提案書、区域の位置がわかる図面及び計画提案に係る都市計画の素案）を市ホームページ及び都市政策課窓口（以下、「市ホームページ等」という。）において公表します。

(2) 公表期間

公表は計画提案取下げ願の提出がある場合を除き、原則、市ホームページ等に常時掲載（(3) 意見受付の連絡先を除く。）の上、手続の進捗に応じて、随時更新を行っていきます。

(3) 意見受付及び意見概要の報告

市は、計画提案を公表した翌日から起算して **2週間**を意見受付期間として、意見受付先である計画提案者（又は代理人）の連絡先を市ホームページ等に公表します。

計画提案者は、計画提案に関する質問や意見の問合せがあった際は真摯に対応していただき、意見受付期間が終了した際は、意見の有無に係らず、市に対して計画提案意見概要報告書（第6号様式）と、意見があった場合にはそれに対する計画提案者の考えをまとめたものを添えて提出してください。

なお、提出された意見の内容によって、市が判断を行うものではありません。

(4) 提出書類及び図書

ア 計画提案意見概要報告書

意見受付が終了した際は、以下の項目をファイルにまとめ、**2部**提出してください。

番号	項目	内容	備考
1	計画提案意見概要報告書		第6号様式
2	その他	説明に使用した資料など	

第7 計画提案に対する市の判断等

市は、計画提案が行われた際は、遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画の決定等をする必要があるかどうかを判断します。また、市の判断に関連して、以下(1)～(4)の手続を経ます。

(1) 「町田市まちづくり調整協議会」への付議

「町田市まちづくり調整協議会」(以下、「協議会」という。)とは、市のまちづくりを円滑に推進するため、市内の計画や事業等について協議を行う機関のことです。

市は、計画提案が行われた際は、計画提案について協議会へ付議します。協議会は適宜開催され、協議会へ付議するための資料の提出締切は開催日の3週間前です。

なお、協議会での説明は担当課(都市政策課)が行いますので、必要に応じて計画提案者に計画提案の内容等についてお伺いすることがあります。

(2) 「町田市都市計画審議会」への付議(法第21条の5第2項)

「町田市都市計画審議会」(以下、「審議会」という。)とは、都市計画法に基づき町田市の都市計画に関する事項を調査審議する機関です。

都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を定めるときは、行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、市議会の議員、関係行政機関の職員、市民などから構成される審議会の調査審議を経て決定することとなっています。

市は、計画提案を踏まえた都市計画の決定等をする必要があると判断した場合、必要がないと判断した場合のどちらにおいても、計画提案について審議会へ付議します。

なお、審議会は概ね隔月1回開催し、会議は公開の上、約1か月後に議事録を市ホームページに掲載します。

(3) 計画提案を踏まえた都市計画の決定等

ア 都市計画の決定等をする必要があると判断した場合（法第 21 条の 3）

市は、計画提案を踏まえた都市計画の決定等をする必要があると判断した場合は、審議会へ報告の上、都市計画の決定等をする必要がある旨の通知書（第 7 号様式）により計画提案者にその旨及び理由を通知します。

その後、都市計画の案を作成し、作成した案については、法の手続に沿って、住民、利害関係人等への公告及び縦覧などを行っていきます。

イ 都市計画の決定等をする必要がないと判断した場合（法第 21 条の 5 第 1 項）

市は、計画提案を踏まえた都市計画の決定等をする必要がないと判断した場合は、法第 21 条の 5 の規定に基づき、審議会に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴いた上で、都市計画の決定等をする必要がない旨の通知書（第 8 号様式）により計画提案者にその旨及び理由を通知します。

(4) 判断内容の公表・縦覧

市は、当該計画提案に伴う都市計画の決定等の判断内容を公表します。

なお、公表は市ホームページ等の更新をもって行います。

第 8 様式

「町田市都市計画提案制度に関する手続要領」に基づく様式及び参考書式は以下のとおりです。

- (1) 事前相談書（第 1 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (2) 計画提案書（第 2 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) チェックリスト（第 3 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (4) 同意書（参考書式 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (5) 土地所有者等の一覧表（参考書式 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (6) 誓約書（第 4 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (7) 計画提案取下げ願（第 5 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (8) 計画提案意見概要報告書（第 6 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (9) 都市計画の決定等をする必要がある旨の通知書（第 7 号様式）・・・・ 28
- (10) 都市計画の決定等をする必要がない旨の通知書（第 8 号様式）・・・・ 29

第1号様式（要領第4関係）

年 月 日

町田市長 様

計画提案者 住 所
氏 名
電 話

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事前相談書

町田市都市計画提案制度に関する手続要領第4の規定により、計画提案に係る事前相談について下記のとおり届け出ます。

記

位 置	町田市		
区 域 の 面 積	約 m ²		
計 画 提 案 者 の 種 別	<input type="checkbox"/> 土地所有者等 <input type="checkbox"/> まちづくり NPO 法人等 <input type="checkbox"/> まちづくり団体		
計 画 提 案 の 内 容			
対 象 区 域 の 現 在 の 都 市 計 画 等	用 途 地 域 等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 (用途地域名 :)	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域 (用途地域:無・一低)
	高 度 地 区	<input type="checkbox"/> Ⅰ高 <input type="checkbox"/> 31mⅠ高 <input type="checkbox"/> Ⅱ高 <input type="checkbox"/> 31mⅡ高 <input type="checkbox"/> Ⅲ高 <input type="checkbox"/> 31m高 <input type="checkbox"/> 指定なし	
	防 火 地 域 準防火地域	<input type="checkbox"/> 防 火 地 域 <input type="checkbox"/> 準 防 火 地 域 <input type="checkbox"/> 指 定 な し	
	そ の 他 地 域 地 区 等	<input type="checkbox"/> ()	
添 付 図 書	<input type="checkbox"/> 区域の位置がわかる図面 <input type="checkbox"/> 計画提案に係る都市計画の素案 <input type="checkbox"/> その他 ()		

第 2 号様式（要領第 5 関係）

年 月 日

町田市長 様

計画提案者 住 所
氏 名
電 話

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

計画提案書

都市計画法第 21 条の 2 の規定により、都市計画の決定等について下記のとおり提案します。

記

位 置	町田市	
計 画 提 案 要 件	区 域 の 面 積	m ² (□所有権: m ² 、□借地権: m ²)
	う ち、同 意 地 積	m ² (□所有権: m ² 、□借地権: m ²)
	同 意 者 数	名 (区域内の土地所有者等の総数: 名)
	計 画 提 案 者 の 種 別	□土地所有者等 □まちづくり NPO 法人等 □まちづくり団体
	提 案 内 容	
の 対 象 市 域 計 画 現 在	用 途 地 域 等	□市街化区域 □市街化調整区域 (用途地域: 無・一低) (用途地域名:)
	高 度 地 区	□ I 高 □31m I 高 □ II 高 □31m II 高 □ III 高 □31m 高 □指定なし
	防 火 地 域 準 防 火 地 域	□ 防 火 地 域 □ 準 防 火 地 域 □ 指 定 な し
	そ の 他 地 域 地 区 等	□ ()
	添 付 図 書	<input type="checkbox"/> 区域の位置がわかる図面 <input type="checkbox"/> 計画提案に係る都市計画の素案 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意書 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の印鑑証明書(写) <input type="checkbox"/> 土地所有者等の一覧表 <input type="checkbox"/> 公図(写)

確認事項: □当該計画提案に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第 13 条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものです。
 □市が提案内容を公表することについて、同意します。
 □計画提案者が公表に伴う意見を受け付け、適切に処理することについて、同意します。

第3号様式（要領第5関係）

チェックリスト

当該計画提案に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する以下の基準に適合するものです。

記

項番	内 容	適合状況 (いずれかに○)
第13条 第1項	<input type="checkbox"/> 国土形成計画、首都圏整備計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（東京地域公害防止計画含む）及び道路、河川、鉄道等の施設に関する国の計画に適合している。	適合 非該当
	<input type="checkbox"/> 自然環境の整備又は保全に配慮している。	適合 非該当
一	<input type="checkbox"/> 多摩19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即している。	適合 非該当
三	<input type="checkbox"/> 多摩19都市計画都市再開発の方針に即している。	適合 非該当
四	<input type="checkbox"/> 多摩19都市計画住宅市街地の開発整備の方針に即している。	適合 非該当
七	<input type="checkbox"/> 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。	適合 非該当
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域については、原則用途地域を定めないと。	適合 非該当
十一	<input type="checkbox"/> 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。	適合 非該当
十二	<input type="checkbox"/> 市街地開発事業は、市街化区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること。	適合 非該当

十三	<input type="checkbox"/> 市街地開発事業等予定区域は、市街地開発事業に係るもの にあつては市街化区域内において、一体的に開発し、又は整備 する必要がある土地の区域について、都市施設に係るもの にあつては当該都市施設が第十一号の基準に合致すること となるような土地の区域について定めること。	適合 非該当
十四	<input type="checkbox"/> 地区計画は、公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利 用の現状及び将来の見通しを勘案し、当該区域の各街区に おける防災、安全、衛生等に関する機能が確保され、かつ、 その良好な環境の形成又は保持のためその区域の特性に応 じて合理的な土地利用が行われることを目途として、当該 計画に従つて秩序ある開発行為、建築又は施設の整備が行 われることとなるように定めること。	適合 非該当
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域における地区計画 市街化区域における市 街化の状況等を勘案して、地区計画の区域の周辺における 市街化を促進することがない等当該都市計画区域における 計画的な市街化を図る上で支障がないように定めること。	適合 非該当
	<input type="checkbox"/> 再開発等促進区を定める地区計画 土地の合理的かつ健全 な高度利用と都市機能の増進とが図られることを目途とし て、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実 施されることとなるように定めること。この場合において、 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域につい ては、再開発等促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居 の環境の保護に支障がないように定めること。	適合 非該当
	<input type="checkbox"/> 開発整備促進区を定める地区計画 特定大規模建築物の整 備による商業その他の業務の利便の増進が図られることを 目途として、一体的かつ総合的な市街地の開発整備が実施 されることとなるように定めること。この場合において、第 二種住居地域及び準住居地域については、開発整備促進区 の周辺の住宅に係る住居の環境の保護に支障がないように 定めること。	適合 非該当
十五	<input type="checkbox"/> 防災街区整備地区計画は、当該区域の各街区が火事又は地 震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき 機能を備えるとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図 られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の整 備が行われることとなるように定めること。	適合 非該当

十七	<input type="checkbox"/> 沿道地区計画は、道路交通騒音により生ずる障害を防止するとともに、適正かつ合理的な土地利用が図られるように定めること。この場合において、沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とが図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施されることとなるように定めることとし、そのうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域におけるものについては、沿道再開発等促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障がないように定めること。	適合 非該当
二十	<input type="checkbox"/> 前各号の基準を適用するについては、第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、かつ、政府が法律に基づき行う人口、産業、住宅、建築、交通、工場立地その他の調査の結果について配慮すること。	適合 非該当
第13条 第2項	<input type="checkbox"/> 住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるように、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならない。	適合 非該当
第18条 の2 第4項	<input type="checkbox"/> 町田市都市づくりのマスタープラン（コンテンツ編を含む。）に即したものでなければならない。	適合 非該当
その他	<input type="checkbox"/> その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合する。 ()	適合 非該当

参考書式 1 (要領第 5 関係)

年 月 日

(計画提案者) 様

土地所有者等 住 所
氏 名
電 話

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

同意書

都市計画法第 21 条の 2 の規定による都市計画の決定等の提案に関し、下記の土地
について土地所有者等として同意します。

記

位 置	町田市
区 域 の 面 積	m ²
権 利 の 種 別	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 貸借権
添 付 図 書	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書の写し (法人の場合)

※個人の場合は自署によるため、印鑑証明書の写しは不要です。

※印鑑証明書は同意日から 3 か月以内のものとしてください。

参考書式 2 (要領第 5 関係)

土地所有者等の一覧表

当該都市計画提案における区域の土地所有者等は、以下のとおりです。

1. 土地の所有権を有する者

No.	氏名	土地の所在地	地積	
			計	合計
同意する者				
1			m ²	m ²
2			m ²	
3			m ²	
4			m ²	
反対する者				
1			m ²	m ²
2			m ²	
3			m ²	
4			m ²	

2. 借地権を有する者

No.	氏名	土地の所在地	地積	
			計	合計
同意する者				
1			m ²	m ²
2			m ²	
3			m ²	
4			m ²	
反対する者				
1			m ²	m ²
2			m ²	
3			m ²	
4			m ²	

3. 国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているもの

No.	地方公共団体等	土地の所在地	地積	
			計	合計
1			m ²	m ²
2			m ²	
3			m ²	

以上

第4号様式（要領第5関係）

年 月 日

町田市長 様

まちづくり団体 住 所
氏 名
電 話

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

誓約書

当まちづくり団体における役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む）は、2の各号に該当しないことを誓約します。

1 役員一覧

役職名	氏 名	住 所

2 該当事項

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第 5 号様式（要領第 5 関係）

年 月 日

町田市長 様

計画提案者 住 所
氏 名
電 話

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

計画提案取下げ願

年 月 日付け都市計画法第 21 条の 2 の規定による都市計画提案書
について、下記のとおり計画提案を取下げします。

記

受 付 番 号	町 都 都 第 号
位 置	町 田 市
計 画 提 案 者 の 種 別	<input type="checkbox"/> 土地所有者等 <input type="checkbox"/> まちづくり NPO 法人等 <input type="checkbox"/> まちづくり団体
提 案 内 容	
取 下 げ 理 由	

年 月 日

町田市長 様

計画提案者 住 所
氏 名
電 話

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

計画提案意見概要報告書

年 月 日付け都市計画法第 21 条の 2 の規定による都市計画提案書
について、町田市都市計画提案制度に関する手続要領第 6 の規定により、計画提案に
係る意見受付の概要を下記のとおり報告します。

記

受 付 番 号	町 都 都 第 号	
位 置	町田市	
計 画 提 案 要 件	計画提案者の種別	<input type="checkbox"/> 土地所有者等 <input type="checkbox"/> まちづくり NPO 法人等 <input type="checkbox"/> まちづくり団体
	提 案 内 容	
意 見 受 付 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
意 見 者 数	名	
意 見 の 要 旨 及 び 計 画 提 案 者 の 考 え	意見の要旨	計画提案者の考え

- 注 1 上記表中に書ききれない場合は、別紙に記述して添付してください。
2 説明等に使用した資料を添付してください。

年 月 日

（計画提案者） 様

町田市長

（公印省略）

都市計画の決定等をする必要がある旨の通知書

年 月 日付け都市計画法第21条の2の規定による都市計画提案書について、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると判断したため、その旨及びその理由を下記のとおり通知します。

記

1 受付日及び番号

年 月 日 町都都第 号

2 計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更

都市計画の決定又は変更をする必要があると判断する。

3 理由

※今後の都市計画の案の作成手続きにおいて、計画提案の都市計画素案から内容が一部変更になる可能性があります。

年 月 日

（計画提案者） 様

町田市長

（公印省略）

都市計画の決定等をする必要がない旨の通知書

年 月 日付け都市計画法第 21 条の 2 の規定による都市計画提案書について、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したため、同法第 21 条の 5 第 1 項の規定に基づきその旨及びその理由を下記のとおり通知します。

記

1 受付日及び番号

年 月 日 町都都第 号

2 計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更

都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断する。

3 理由

附 則

この要領は、2022年11月1日から適用する。